

CPSA 0136



幼児用ベッドガードのSG基準

財団法人製品安全協会改正・22 安全業 G 第 162 号	2011 年 3 月 30 日
一般財団法人製品安全協会改正・29 安全業 G 第 136 号	2017 年 12 月 21 日
一般財団法人製品安全協会改正	2024 年 10 月 15 日
一般財団法人製品安全協会改正	2025 年 月 日

一般財団法人 製品安全協会

幼児用ベッドガードのSG基準

SG Standard for Bed Guards for Children

赤色：追加項目

1. 基準の目的

この基準は、幼児用ベッドガードの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

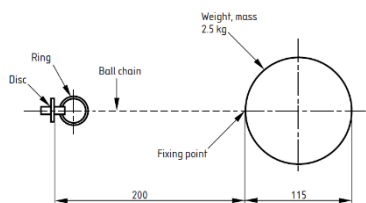
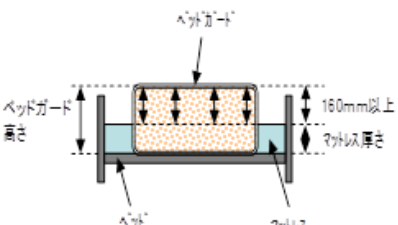
この基準は、子どもがベッドから落ちるのを防ぐために大人用ベッドに取付ける幼児用のベッドガード（以下、「ベッドガード」という。）について適用するものである。なお、この製品は自力で大人用ベッドに昇降できる子ども（概ね生後 18 か月から 60 か月）を対象とする。

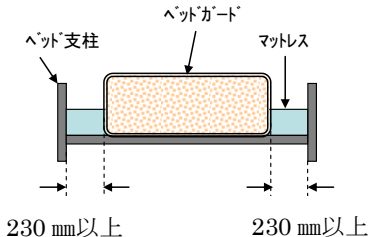
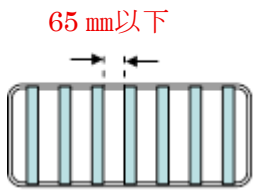
3. 安全性品質

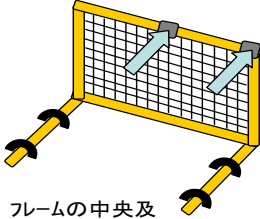
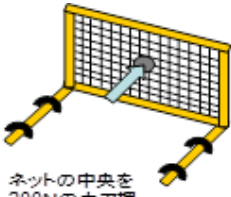
ベッドガードの安全性品質は、次の通りとする。

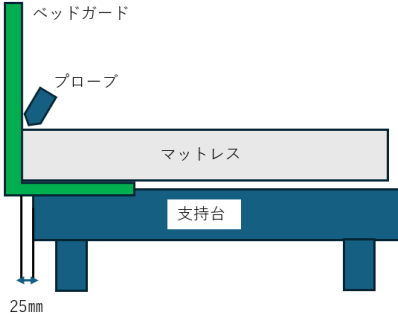
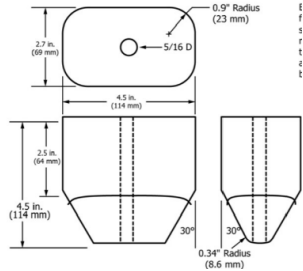
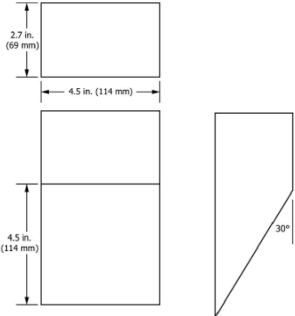
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外 観 及 び 構 造	1. ベッドガードの外観及び構造は次の通りとする。 (1) 仕上げは良好で、身体が触れる部分には傷つけるおそれのある、ばり、先鋭部等がないこと。 (2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端部は突き出していないこと。 (3) 組み立て用の接続部材は、各パーツに組み込まれていること。 (4) 組み立ては容易かつ確実にでき、組み立てた各部には使用上支障のある緩み、がた、変形等がないこと。 (5) ベッドガードは誤った組み立てができない構造であること。	(1) 目視、触感等により確認すること。 (2) 目視、触感等により確認すること。 (3) 組み立てに必要な接続部材は、各パーツに組み込まれた構造であることを、目視、操作等により確認すること。 (4) 組み立てを行い、目視、操作等により確認すること。また、消費者が組み立てる箇所には木ネジは使用していないことを確認すること。 (5) 以下に示す構造等でないことを、目視、触感、操作により確認すること。 ①構成部品をすべて正しく組み込まずに布カバーやメッシュをフレームに被せることができるもので、外観上は組み立て済みに見える構造のもの。 ②フレーム等の水平部品を逆向きや入れ替えても、組み立て済みに見える構造のもの。ただし、調整部品や互

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(6) ガード部分が折り畳み式のものにあっては、使用中に折り畳まれない構造であり、折り畳み部のロック機構は乳幼児が容易に解除できない構造であること。 (7) ベッドへの取付けは容易かつ確実にでき、マットレスとのすき間がないよう設置できること。 (8) ガード部分の形状はひも等が引っかからないこと。	換性を意図したものはこの限りでない。 ③取付け用のアームの位置が一方向で固定することを意図しているもので、180° 回転させても組み立てができてしまうもの。 (6) 以下のいずれかを満たすことを操作などにより確認すること。 ①50N 以上の操作力で折り畳まれない。 ②折り畳みには工具が必要。 ③ダブルアクションのロック機構。 (7) 目視、触感等により確認すること。 (8) ガード内側の上端からマットレス上面の範囲に、図 1 に示すリングゲージを突起等にかぶせ、リングゲージの表面を超える突起がある場合は、ウエイトゲージの短いひもを突起にかけて重りを下げる。次に長いひもを突起にかけてガード部の外側に重りをぶら下げる。このどちらのひもも突起に引っかかったままにならないこと。 図 1 リングゲージとウエイトゲージ 又は、図 2 に示すチェーンと円盤が引っかかる箇所がある場合には、重りをぶら下げた状態にしたときに、円盤が引っかかった状態にならないことを確認すること。

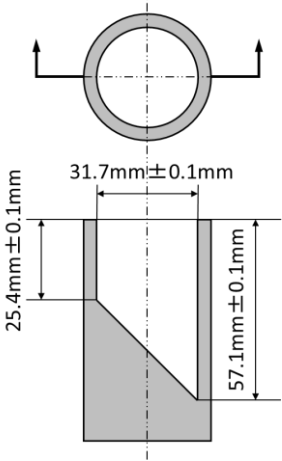
項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 寸法	2. ベッドガードの寸法は、次の通りとする。 (1) 乳幼児の手足の届く範囲に、指を挟み込むおそれのあるすき間がないこと (2) ベッドガードは、乳幼児が転がり落ちにくい高さであること。 (3) ベッドガード右端と左端と、マットレスとの間には、乳幼児の身体が抜けるすき間があること。	 図2 円盤とおもりが取り付けられたボールチェーン (1) 幼児の手足の届く範囲に（5mm）→7 mm以上（13 mm）→12mm のすき間はないことを、スケール等により確認すること。ただし、深さ 10mm 未満のすき間はこの限りではない。 (2) 図3に示すように、スケール等によりベッドガードの高さを測定し、カートンボックス及び取扱説明書に記載されている使用可能なマットレスの最大厚さを差し引いて、マットレス上面より 160 mm以上の高さであることを確認すること。  図3 ベッドガードの高さ (3) 図4に示すように、スケール等によりベッドガードの長さを測定し、カートンボックス及び取扱説明書に記載されている使用可能なマットレスの長さを差し引くことにより、ベッドガードの両端に（220 mm）→230mm 以上のすき間があることを確認すること

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
		 230 mm以上 230 mm以上 図 4 乳幼児が抜けるすき間 (4) ガード部分にネット又はメッシュ等を有するものにあつては、乳幼児の指などが入りこまないこと。 (5) ガード部分は、乳幼児の身体が挟まるすき間がないこと。 (4) 最大直径 7 mm のプローブを 30N の力で押しあてたときに、プローブが貫通するすき間がないことを確認すること。 (5) 図 5 に示すように、ガード部分にすき間があるものは、すき間の間隔をゲージ等により確認すること。 (85 mm →) 65 mm  65 mm以下 図 5 すき間の間隔 (6) ベッドガードには乳幼児の首や胴体に絡まるおそれのあるひも等がないこと。 (6) 以下に示すひも状の部品がないことをスケール等を用いて確認すること。 (a) 220mm 以上の長さの片側自由端の部品 (b) 360mm 以上のループ状の部品 (c) 80 mm 以内の距離にある片側自由端のもので双方の先端間の距離が 360mm 以上の部品

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	3. ベッドガードの強度は、次の通りとする。 (1) 折り畳み及びロック機構は、繰り返し開閉操作試験を行ったとき、異状がなく機能を維持していること。 (2) ガード部分を垂直に立てた状態（ロック状態）でフレーム及びロック部の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。 (3) ネット等ガード部分の強度試験を行ったとき、外れ、曲がり、破損等の異状が生じないこと。	(1) 折り畳み部の繰り返し開閉操作を 300 回行い、確認すること。 なお、折り畳み及びロック機構が左右同一構造の場合は、片側のみ 300 回の操作確認でよいものとする。 (2) 図 6 に示すように、ベッドガードが移動しないよう水平部分を固定し、フレーム上部の中央をベッドの内側から外側に対し（180N→）178N の力を 10 秒間加えて確認すること。  フレームの中央及び端部を180Nの力で押す 図 6 フレーム及びロック部の強度 (3) 図 7 に示すように、ベッドガードが移動しないよう水平部分を固定し、直径 10 cm の円板のあて板を用いてガード部分の中央に 200 N の力を加えて確認すること。  ネットの中央を200Nの力で押す 図 7 ネット部の強度

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
4. マットレスとのすき間	4. ベッドガードとマットレスの間には、乳幼児が窒息するおそれがあるすき間ができないこと。	4. 図 8 に示すように試験用マットレスをマットレス支持面から 25 mm 外側にはみ出すように設置し、ベッドガードとマットレスのすき間に図 9 のトルソープローブを 133N の力で 5 秒間差し込んだとき、プローブ全体がベッドガードとマットレスのすき間に入り込まないことを確認する。  図 8 マットレスとのすき間試験  図 9 トルソープローブ なお、マットレス上面に取付けるベッドガードについては、図 10 のウエッジプローブを 133N の力で 5 秒間差し込んだとき、ウエッジプローブ全体がベッドガードとマットレスのすき間に入り込まないことを確認する。  図 10 ウエッジプローブ

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
5. 材料	5. ベッドガードの材料は、次の通りとする。 (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防錆処理が施されていること。 (2) 合成樹脂製部品及び合成樹脂製塗料を使用した部品は、有害物質を含有しないこと。 (3) 布等の繊維製品を使用したものは、ホルムアルデヒドの溶出がないこと。	(1) 防錆処理が適切であることを目視及び触感等により確認すること。 (2) 食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第4おもちゃの項に規定する基準に適合していることを確認すること。 ただし、確認は試験成績書によること。 (3) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく昭和49年厚生省令第34号第1条別表第1ホルムアルデヒドの項に規定する基準に適合していることを確認すること。 ただし、確認は試験成績書によること。
6. 小部品及び付属品	6. 小部品及び付属品は、次の通りとする。 (1) 小部品及び付属品等は、使用上の安全性を損なわないこと。 (2) 小部品及び付属品等は、外れた場合に誤飲する大きさでないこと。(BS7972)	6. (1) 小部品及び付属品等は、傷害を与えるような先鋭部、ばり、まくれ等の有無とその材質、機能等についてそれぞれ目視、触感、操作等により確認すること。 (2) 小部品及び付属品等は、トルク試験及び引張試験によって外れないことを確認する。外れた場合は、誤飲性確認シリンダ（図11参照）に抵抗なく入り込まないことを確認すること。 トルク試験は、小部品を180°回転させるかまたは0.34N・mのトルクで回転させる。いずれの方法であっても、回転力を10秒間加え、その後、反対方向に対しても同様に回転させる。 引張試験は、トルク試験後に行う。 小部品をクランプ等で掴み、90Nの力を10秒間加える。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
		 図 11 小部品の誤飲性確認シリンダ

4. 表示及び取扱説明書

ベッドガードの表示及び取扱説明書は、次の通りとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. ベッドガードには、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 なお、(3)及び(4)については、その主旨をマットレスに設置したときに隠れない見やすい箇所に表示すること。また、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者(製造事業者、販売事業者、輸入事業者)名又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 使用年齢範囲 18か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後18か月から60か月までであること。保護者の監督下で必ず使用する旨。 (4) 次に示す主旨の注意事項 ①窒息と頸部圧迫の危険：ベッドガードやその周囲のすき間に幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。幼児が窒息する可能性のある、枕、毛布、その他のものですき間を埋めない旨。 ②小さな乳児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息するおそれがあるため、生後18か月未満の乳幼児には適さない旨。 ③自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨	1. 表示の消えにくさ、剥がれやすさ及び必要な項目の有無を目視、触感等で確認すること。 なお、(3)及び(4)の表示項目は、安全警告標識(▲)を併記し、目立つ色彩を用いるなどしてより認知しやすいものであることを確認すること。 また、5mm以上の大きさ(縦寸法)の「警告」、「注意」のシグナルワードを併記し、その他の注意事項の字の大きさは、2.5mm(縦寸法)以上であること。 (3) 「18か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨」は注意事項の最初に示すこと。 本体だけでなく、ベッドガードを収納するカートンボックスにも表示すること。 (4) 注意事項については、ベッドガードを収納するカートンボックスにも表示すること。なお、カートンボックスに表示する⑦～⑩は、ベッド及びマットレスとの位置関係が分かるよう図等で示すこと。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	③ ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。 ④ 複数のベッドガードでベッドを囲う等により子どもを寝かせるような使い方をしないこと。 ⑤ 乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、エアベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。この他、当該ベッドガードに適さないベッド構造及びマットレス等についても記載すること。 ⑥ ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定すること。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨。 ⑦ 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。 ⑧ ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は 230mm 以上必要である旨。 ⑨ 床からマットレス上面までの高さが 600 mmを超えるベッドには使用しない旨。 ⑩ ベッドガードの高さはマットレス上面から 160 mm以上あること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 取扱説明書	2. ベッドガードには、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した説明書を添付すること。 なお、(1)は取扱説明書の表紙などの見やすい箇所に表示し、(2)及び(3)は図などを併記して理解しやすいものとし、(4)及び(7)は安全警告標識（)等を併記してより認知しやすいものとする。 ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後は保管する旨。 (2) 組み立て式の場合は、その組み立ての要領及び注意。 (3) ベッドへの取り付け方法及び注意。 (4) 使用年齢範囲 18か月未満の乳幼児には絶対に使用しない旨。使用年齢範囲は、生後18か月から60か月までであること。保護者の監督下で必ず使用すること。 (5) 当該ベッドガードに適したマットレスの最小、最大長さ及び最大厚さ。 (6) 乳幼児用ベッド、二段ベッド、ウォーターベッド、脚付きマットレス、低反発マットレス等には使用しない旨。大人用のベッドのみで使用する旨。その他、当該ベッドガードに適さないベッド構造又はマットレス等。 (7) 次に示す主旨の使用上の注意事項 ①窒息と頸部圧迫の危険：ベッドガードやその周囲のすき間に幼児が閉じ込められ、死亡することがある旨。幼児が窒息する可能性のある枕、毛布、その他の物ですき間を埋めない旨。	2. 専門用語等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであるかを確認すること。 (7) 注意事項の⑦～⑨については、ベッド及びマットレスとの位置関係が分かるよう図等で示すこと。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	②小さな乳児の場合、すき間に挟まると自力では脱出できず窒息するおそれがあるため、生後 18 か月未満の乳幼児には適さない旨。 ③ガード部分に過度の力をかけたり、ゆすったりしない。また、幼児がガードの上に乗ろうとしている場合は注意する旨。 ④自力で大人用ベッドに昇り降りできる子どものみに使用する旨 ⑤複数のベッドガードでベッドを囲う等により子どもを寝かせるような使い方をしないこと。 ⑥頸部圧迫の危険回避のため、ベッドガードをベッドに取り付けるときは a. ベッドガード右端及び左端と、ベッドの支柱（頭板、足板など）とのすき間は、230mm 以上必要である旨。 b. ガード部分がマットレスに触れるよう取り付ける旨。 c. ベッドガードに固定用付属部品がある場合は、必ず取扱説明書の指示通り適切に固定する。適切に固定されないと事故につながるおそれがある旨 ⑦床からマットレス上面までの高さが 600 mmを超えるベッドには使用しない旨 ⑧ベッドガードの高さはマットレス上面から 160 mm以上あること。 ⑨ガード部分を折り畳むとき、手や指を挟まないよう注意する旨。 ⑩マットレスとのすき間やロック機構の安全性等、取り付け状態を定期的に確認する旨。	

	⑪ ロック機構等が破損、故障した状態では使用しない旨。 (8) 販売時製品に付属されているものの取扱注意。例えば、ビニール袋、梱包材など (9) S Gマーク制度は、ベッドガードの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (10) 製造事業者、輸入事業者又は販売事業者の名称及び連絡先又は連絡方法	
--	---	--